

県パワーアップ融資

長期資金を導入して企業体力を回復!

売上が減少し資金繰りと業績の回復を
図りたい方へ

融資期間は
最長10年と
安心の
長期返済

茨城県から
信用保証料
一部補助
あり

※一部の場合を除く

融資金利は
年1.6%~1.9%の
低金利

融資限度額 要件1~6、8号：5,000万円

資金使途 要件1~3号、5号、8号：運転資金、設備資金
要件4号、6号：運転資金

融資期間 要件1~6号：運転資金7年以内、設備資金10年以内
要件8号：10年以内(借換資金に限る)
※詳細は裏面をご確認ください

連帯保証人 要件1~6、8号：必要となる場合がある。ただし、
法人代表者以外の連帯保証人は
原則不要。

担保 必要に応じて徴求

融資利率 年1.6%~1.9%

信用保証料率 要件により異なる(裏面を参照してください)

- 〈要件1号〉 直近3か月の受注高または売上高が前年同期比で5%以上減少している方
〈要件2号〉 直近3か月の受注高または売上高が前年同期比で減少し、かつ、直前の決算で
損失を計上している方
〈要件3号〉 直近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少している方
〈要件4号〉 経営安定関連保証1~8号の認定を受けた方
〈要件5号〉 危機関連保証の認定を受けた方
〈要件6号〉 県が指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛債権等を有している方
〈要件8号〉 経営力強化保証の申込人資格要件を満たす方
(裏面を参照してください)



あなたのチャレンジを応援します!
—企業とともに未来へ—

茨城県信用保証協会

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



本店営業部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
◆保証課 審査第1グループ ☎029-224-7826
◆保証課 審査第2グループ ☎029-224-7812

土浦支店

〒300-0043
土浦市中央二丁目2番28号
◆保証課 審査第1グループ ☎029-826-7812
◆保証課 審査第2グループ ☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階
◆経営支援課 事業再生グループ ☎029-224-7813
◆経営支援課 経営改善グループ ☎029-224-7858
◆経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852
◆創業支援課 ☎029-224-7865



※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

令和7年5月発行

県パワー 1				必要となる認定申請書等		
対象者	要件1号：直近3か月の受注高または売上高が前年同期比で5%以上減少している方 要件2号：直近3か月の受注高または売上高が前年同期比で減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している方 要件3号：直近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少している方 ※経営安定関連保証4号、5号を利用する場合は、各制度の要件を満たすことが必要となります。			様式名	茨城県パワーアップ融資認定申請書（様式第1号）	
融資限度額	5,000万円					
融資期間	運転資金 運転設備併用	7年以内（据置2年以内） 7年以内（据置2年以内）	設備資金	10年以内（据置3年以内）	窓 □	商工会、商工会議所、茨城県 中小企業団体中央会に申請 （注1）
融資利率	3年以内：年1.6% 3年超5年以内：年1.7% 5年超7年以内：年1.8% 7年超10年以内：年1.9%					
信用保証料率	年0.45%～1.90% ※一部の場合を除き、茨城県が信用保証料の一部を補助					
責任共有制度	対象 ※経営安定関連保証4号、5号を利用する場合は、各制度によります。					

県パワー2				必要となる認定申請書等	
対象者	要件4号：経営安定関連保証1～8号の認定を受けた方 要件6号：県が指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛債権等を有している方			様式名	〈要件4号〉 茨城県パワーアップ融資 申込書（様式第2号） 〈要件6号〉 茨城県パワーアップ融資 認定申請書（県指定関係） （様式第3号）
融資限度額	5,000万円				
融資期間	運転資金 7年以内（据置2年以内）				
融資利率	3年以内：年1.6％ 3年超5年以内：年1.7％ 5年超7年以内：年1.8％			窓 □	〈要件4号〉 取扱金融機関に申込（注1） 〈要件6号〉 商工会、商工会議所、茨城県 中小企業団体中央会に申請
信用保証料率	〈要件4号〉 経営安定関連保証1～3号、6号 年0.90％ 経営安定関連保証4号 年0.70％ 経営安定関連保証5号、7号、8号 年0.80％ 〈要件6号〉 年0.45％～1.90％ } ※一部の場合を除き、茨城 				

県パワー5（経営力強化保証対応）					必要となる認定申請書等		
対象者	一般保証			経営安定関連保証5号		様式名	茨城県パワーアップ融資 申込書（様式第2号） その他の添付書類については、 経営力強化保証と同様となります。
	経営力強化保証の申込人資格要件を満たす方						
	直近3か月の受注高または売上高が前年同期等で 5%以上減少している方			－			
融資限度額	5,000万円					窓 □	取扱金融機関に申込（注1）
資金使途	事業資金			経営の安定に必要な事業資金 （既往の新型コロナウイルス感染 症関連保証（注2）の県制度融資 に係る借入金の借換を要する。）			
	－ 県パワーアップ融資 に係る借入金を借 り換える場合に限る						
融資期間	運転資金 5年以内（据置1年以内） 設備資金 7年以内（据置1年以内） 運転設備併用 7年以内（据置1年以内）		運転資金 10年以内（据置1年以内） 運転設備併用 10年以内（据置1年以内） ※借換資金が含まれることが必要				
融資利率	3年以内：年1.6% 3年超5年以内：年1.7% 5年超7年以内：年1.8% 7年超10年以内：年1.9%						
信用保証料率	0.45%～1.75%（注3）			0.80%			
責任共有制度	対象						

（注1） 経営安定関連保証の認定申請窓口は市町村となります。

（注2） 新型コロナウイルス感染症対策融資、伴走支援型特別保証、新型コロナウイルス感染症の発生に起因する経営安定関連保証4号、新型コロナウイルス感染症にかかる危機指定期間中（令和2年2月1日から令和3年12月31日）に信用保証協会が保証申込を受付し、かつ貸付実行された経営安定関連保証5号、危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に係るもの）

（注3） 最も低い信用保証料率（カテゴリ9）の場合あるいは、貸借対照表未作成や決算期末到来等により信用保証協会が信用保証料率の判定ができない場合は、通常の信用保証料率が適用されます。